



## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

食育基本法では「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」としています。

国は、平成28年3月に平成28年度から2020年度までの5年間を計画期間とする第3次食育推進基本計画を策定し、「若い世代を中心とした食育の推進」「多様な暮らしに対応した食育の推進」「健康寿命の延伸につながる食育の推進」「食の循環や環境を意識した食育の推進」「食文化の継承に向けた食育の推進」を重点課題として取組と施策を推進しています。

また、宮城県においても平成28年3月に平成28年度から2020（平成32）年度を計画期間とする第3期宮城県食育推進プランを策定し、「食育を通じた健康づくり」「『食材王国みやぎ』の理解と継承」「食の安全安心に配慮した食育」「みんなで支えあう食育」を重点施策として取り組んでいます。

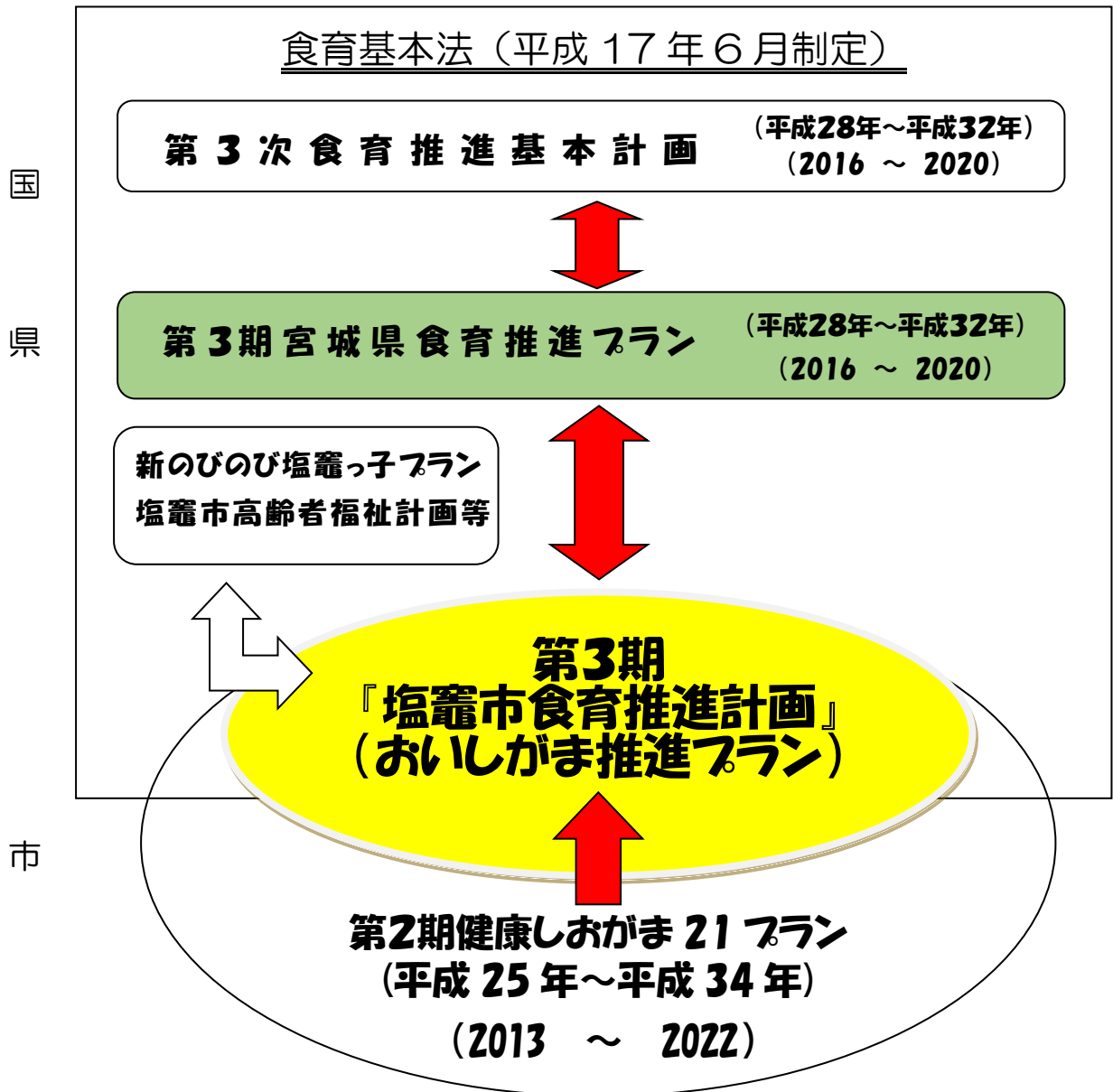
本市でも、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする第2期塩竈市食育推進計画を策定し、「食と健康に関心を持った生活の実現」「豊かな心を育む食育の推進」「食育を広げる環境づくり」の3基本方針のもと、「健全な食生活の推進」「地域食材をとおした食育の推進」を重点施策として、地域の特性を活かした食育の取り組みを進めるため、市民や関係団体、事業者、行政が連携しながら食育に取り組んできました。

しかしながら、世帯構造の変化や生活様式の多様化、労働環境の変化、高齢化の進展等により、その影響が顕在化しています。例えば若い世代を中心とした不規則な食事、とりわけ朝食の欠食、また一方では高齢者を中心とした低栄養や栄養バランスのかたより等、様々な問題が明らかになってきました。

こうした状況を踏まえ、「食育」を着実かつ実効性のある取り組みとするため、第2期計画の評価と課題の把握を行い、食育基本法及び食育推進計画の趣旨に基づき、今後、さらに地域の特性を活かした食育を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第3期塩竈市食育推進計画（おいしおがま推進プラン）」（以下「第3期計画」とします）を策定します。

## 2. 第3期食育推進計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画であるとともに、「健康しおがま21プラン（第2期）」の重点項目である「栄養・食生活」分野での健康づくりを推進するための個別計画となります。また、「新のびのび塩竈っ子プラン」「塩竈市高齢者福祉計画」等の関連計画等と整合性を図りながら、連携して食育を推進していくこととします。



## 3. 計画の期間

この計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間としますが、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

#### 4. 計画の推進体制

地域特性を活かした食育を具体的に推進するため、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、企業（事業者）等、さまざまな領域において、総合的に「食育」を進める必要があります。

市では、関係部局が横断的に連携を図りながら、塩竈市食育推進ネットワーク会議、関係団体との連携により、市民に浸透し実践につながるよう計画を推進します。

